

○安中市地域おこし協力隊設置要綱

平成29年3月31日

安中市告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少及び少子高齢化が進む本市において、市外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、安中市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる地域力の維持及び強化に資するための活動(以下「地域おこし活動」という。)を行う。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動等の支援に関する活動
- (2) 都市住民等との交流及び移住・定住の促進に関する活動
- (3) 地域資源及び特産品の発掘、開発及び販売促進に関する活動
- (4) 農林水産業、商業、工業及び観光業の振興に関する活動
- (5) 地域住民の見守り等の住民の支援に関する活動
- (6) 地域の道路の清掃その他の環境保全に関する活動
- (7) 地域の教育環境の向上に関する活動
- (8) 地域の情報収集及び情報発信に関する活動
- (9) その他市長が地域の活性化に資すると認める活動

(隊員の要件)

第3条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定による欠格条項に該当しない者
- (2) 隊員の委嘱を受ける前において、別表第1左欄に掲げる転出地に住所を有し、かつ、当該住所に生活の拠点を置いている者
- (3) 隊員の委嘱を受けた後において、直ちに別表第1左欄に掲げる転出地の区分に応じ、同表右欄に定める転入地に住民票を異動し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことができる者
- (4) 心身が健康で、地域おこし活動に対する意欲と行動力があり、地域住民と積極的

に交流を図ることができる者

(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の普通自動車免許を有する者(隊員の委嘱を受ける日までに当該普通自動車免許の取得が見込まれる者を含む。)

2 本市以外の地方公共団体から地域おこし協力隊推進要綱で定める地域おこし協力隊員として委嘱を受け、2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域おこし協力隊員を解嘱された日から1年以内に隊員として委嘱を受けるもの、語学指導等を行う外国青年招致事業(以下この項において「JETプログラム」という。)を終了した者であって、JETプログラムの参加者として2年以上活動し、かつ、JETプログラムが終了した日から1年以内に隊員として委嘱を受けるもの又は海外に在留し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による地方公共団体の住民基本台帳に記録されていない者に対する前項第2号の規定の適用については、同号中「別表第1左欄に掲げる転出地」とあるのは、「市外の地域」とする。

3 前項に規定する者に対する第1項第3号の規定の適用については、同号中「別表第1左欄に掲げる転出地の区分に応じ、同表右欄に定める転入地」とあるのは、「本市」とする。

4 本市においてJETプログラムを終了した者は、住民票の異動にかかわらず、本市の協力隊として活動することができる。

(委嘱等)

第4条 隊員は、前条の要件を満たす者の中から公募により選任し、市長が委嘱する。この場合において、市と隊員は、雇用契約を締結しないものとする。

2 市長は、協力隊への入隊の応募があったときは、隊員の委嘱の可否について審査し、速やかに地域おこし協力隊採用(不採用)決定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

3 市長は、隊員の委嘱を決定したときには、その者に対して委嘱状(様式第2号)を交付するものとする。

4 隊員の委嘱の期間(以下この条において「委嘱期間」という。)は、1年とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中で隊員を委嘱するときは、当該隊員の委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、隊員の委嘱の日から3年を経過する日まで委嘱期間を延長することができる。

6 委嘱期間(前項の規定により委嘱期間を延長する場合を含む。以下この項において同

じ。)中に隊員が産前産後又は育児のために地域おこし活動を中断する期間(以下この項において「育児等に係る活動中断期間」という。)が生じる場合は、当該委嘱期間から育児等に係る活動中断期間を除くものとする。この場合において、育児等に係る活動中断期間は、1年を超えることができないものとする。

7 市長は、服務規律及び活動規律の確保を十分に図るため、隊員から誓約書を提出させることができる。

(隊員の遵守事項)

第5条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び地域おこし活動を行う地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 隊員の任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 地域おこし活動の時間外であっても、市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 心身の不調その他地域おこし活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(日誌及び報告書)

第6条 隊員は、地域おこし活動の状況について、その概要を地域おこし活動日誌(様式第3号)に記録しなければならない。

- 2 隊員は、前項の地域おこし活動日誌を添付の上、速やかに前月分の地域おこし活動の内容を地域おこし活動報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。
- 3 隊員は、市から要請があったときは、地域おこし活動の報告会等に出席し、必要に応じて地域おこし活動の状況等について報告しなければならない。

(市の支援等)

第7条 市長は、隊員が円滑な地域おこし活動を行えるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 隊員の地域おこし活動に関する総合調整
- (2) 隊員の地域おこし活動に関する住民及び関係者への周知
- (3) 隊員の地域おこし活動終了後の起業及び定住の支援
- (4) その他協力隊の円滑な地域おこし活動に必要な事項

2 市長は、隊員の地域おこし活動に関して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(協働団体との協働)

第8条 市長は、隊員が行う地域おこし活動を指導し、及び支援するため、本市に拠点を置く法人又は団体等（以下「協働団体」という。）と事業の一部を協働して行うことができる。この場合において、協働団体と隊員は、雇用契約を締結しないものとする。

(協働団体の役割)

第9条 協働団体は、地域おこし活動を市と協働して実施するほか、隊員の地域おこし活動を円滑に実施することができるよう支援するものとする。

- 2 市と協働団体は、あらかじめ隊員が行う地域おこし活動について合意形成を図った上で、地域おこし協力隊事業に関する協働契約書（様式第5号）を締結しなければならない。

(活動時間等)

第10条 隊員の活動時間は原則として1日当たり7時間45分程度とし、1月当たりの活動日数は20日を超えない範囲とする。ただし、4時間程度の半日の活動となる場合は、当該活動を2回合算することで1日の活動日数とみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市及び協働団体は、地域おこし活動の内容の調整が必要と認める場合は、活動時間等を調整することができるものとする。
- 3 隊員の休暇日は、市及び協働団体の協議の上、決定するものとする。
- 4 隊員は、地域おこし活動に支障がない範囲において、市長の許可を得て就業等ができるものとする。

(報償費等)

第11条 市長は、隊員が行う地域おこし活動の対価として別表第2のとおり報償費を支給する。

- 2 市長は、隊員から報告のあった地域おこし活動報告書を確認し、毎月20日に前月分の報償費を支給するものとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
- 3 市長は、特別の事由により、前項の規定により難しいと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に報償費の支給日を定めることができるものとする。
- 4 報償費の計算期間は、月の初日から末日までとし、翌月の支給日にその全額を支給するものとする。

(活動に関する経費)

第12条 市長は、隊員が行う地域おこし活動に必要な経費を別表第3のとおり補助する。

2 隊員の地域おこし活動に要する旅費の支給については、安中市旅費支給条例（令和7年安中市条例第31号。次項において「条例」という。）及び安中市旅費支給規則（令和7年安中市規則第26号）の例による。

3 隊員の日当及び宿泊料は、条例別表第1の主査以下の職にある者の規定を適用する。  
（身分証明書）

第13条 隊員は、地域おこし活動に従事するときは、身分証明書（様式第6号）を常に携帯し、住民その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4 隊員は、その職を退いたときは、身分証明書を直ちに市長に返還しなければならない。  
（解嘱）

第14条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、隊員の委嘱の期間中であっても、これを解嘱することができる。

（1）法令若しくは職務上の義務に違反し、又は地域おこし活動を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、地域おこし活動の遂行が困難になったとき。

（3）地域おこし活動に必要な適格性を欠くとき。

（4）隊員としてふさわしくない非行があったとき。

（5）市外へ住所を移したとき。

（6）自己の都合により、退任届（様式第7号）による解嘱の申出があったとき。

（7）誓約書の記載事項に違反があったとき。

（8）その他市長が隊員として不適格であると認めたとき。

（守秘義務）

第15条 隊員は、地域おこし活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

（庶務）

第16条 隊員に関する庶務は、企画政策部地域づくり課において処理する。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、隊員の地域おこし活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月7日告示第71号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月27日告示第16号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第54号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、令和3年4月1日以後の計算期間に係る報償費について適用し、同日前の計算期間に係る報償費については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月22日告示第42号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の計算期間に係る報償費について適用し、同日前の計算期間に係る報償費については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第63号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日告示第24号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、令和6年4月1日以後の計算期間に係る報償費について適用し、同日前の計算期間に係る報償費については、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月9日告示第106号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、令和8年4月1日以後の計算期間に係る報償費について適用し、同日前の計算期間に係る報償費については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 2 4 日告示第 1 1 9 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

転出地	転入地
三大都市圏内の都市地域	本市の全地域
三大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域（指定都市を含む。）	
指定都市（条件不利地域であるものを除く。）	
三大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域（細野地区及び坂本地区）
三大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域（指定都市を含み、本市を除く。）	

備考

- 1 三大都市圏とは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県の区域をいう。ただし、平成 1 7 年から平成 2 7 年までの人口減少率が 1 1 パーセント以上の市町村については、三大都市圏から除く。
- 2 指定都市とは、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市の区域をいう。
- 3 条件不利地域とは、次に掲げる区域を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。
  - (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、同法附則第 5 条の規定による特定市町村及び特別特定市町村、同法附則第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域（以下この表において「一部みなし過疎地域」という。）
  - (2) 山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する振興山村
  - (3) 離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域
  - (4) 半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）第 2 条第 1 項に規定する半島振興対策実施地域

- (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
  - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
  - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- 4 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 5 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、第3項第1号の区域（一部みなし過疎地域を除く。）に該当する市町村、第3項第5号から第7号までの区域のいずれかに該当する市町村又はその区域の全域が第3項第2号から第4号までの区域のいずれかに該当する市町村をいう。
- 6 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- 7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、一部みなし過疎地域又はその区域の一部が第3項第2号から第4号までの区域のいずれかに該当する区域をいう。

別表第2（第11条関係）

報償費の支給額	限度額
1日あたり14,500円	1年間の隊員1人当たりの報償費の支給額の合計が350万円を超えない範囲
半日あたり7,250円	

備考

- 1 年度の途中において隊員に委嘱された者に係る限度額については、この表の右欄の限度額にかかわらず、次の式により算定した額とする。  

$$\text{年度の途中において隊員に委嘱された者に係る限度額} = 14,500 \text{円} \times \text{隊員の委嘱を開始した月から当該月が属する年度の末月までの残月数} \times 20 \text{日}$$
- 2 年度の途中において隊員を解職された者に係る限度額については、この表の右欄の限度額にかかわらず、次の式により算定した額とする。  

$$\text{年度の途中において隊員を解職された者に係る限度額} = 14,500 \text{円} \times \text{隊員の委嘱を開始した月から隊員を解職された日の属する月までの月数} \times 20 \text{日}$$

別表第3（第12条関係）

経費の内容	補助の支給額	限度額
-------	--------	-----

市内の住居の借上料	月額30,000円以下	1年間の隊員1人当たりの補助の支給額の合計が200万円を超えない範囲
地域おこし活動に必要な自動車借上料	月額30,000円以下	
地域おこし活動に必要な作業道具の燃料費	予算の範囲内における実費相当額	
地域おこし活動に使用するパソコン機器等の事務機器の借上料	月額5,000円以下	
地域おこし活動に使用する携帯電話等の通信機器の借上料	月額3,000円以下	
地域おこし活動に必要な消耗品費	予算の範囲内における実費相当額	
協力隊に関する研究会の参加に必要な旅費及び参加費	予算の範囲内とし、旅費は安中市職員の例による。	
その他市長が必要と認める経費	予算の範囲内における実費相当額	

備考 市内の住居の借上料については、自ら居住するために住宅（貸間を含む。）を借り受け、及び当該住宅の家賃を支払っている隊員（市から貸与された住宅及び宿舎に居住している隊員を除く。）に対して、家賃相当分を支給するものとする。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

安中市長



地域おこし協力隊採用（不採用）決定通知書

次のとおり、決定しましたので通知します。

1 採用・不採用

2 隊員に委嘱しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号(第4条関係)

委 嘱 状

様

安中市地域おこし協力隊設置要綱第4条第1項の規定により、安中市地域おこし協力隊の隊員に委嘱します。

委嘱期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

年 月 日

安中市長



様式第3号（第6条関係）

地域おこし活動日誌

安中市長 様

安中市地域おこし協力隊員

【週報】（ 年 月 ）

日付	曜日	活動場所	活動内容・活動時間
日		午前 午後	
日		午前 午後	
日		午前 午後	
日		午前 午後	
日		午前 午後	
日		午前 午後	
日		午前 午後	
(特記事項)			

確認者

Ⓜ

(確認者は、協働団体の担当者又は隊員が関わる行事の責任者であって、当該週において主に隊員の地域おこし活動に関わったいずれかのものが記名押印する。)

様式第4号（第6条、第11条関係）

地域おこし活動報告書

安中市長 様

安中市地域おこし協力隊員

次のとおり、地域おこし活動を行ったことを報告します。

活動報告年月	年 月分
1. 実施した活動の概要・状況 ..... .....	
2. 上記活動の感想（反省点、楽しかったこと等） ..... .....	
3. 地域とのコミュニケーションを行った感想 ..... .....	
4. 活動・生活する上での課題、不安、心配事、悩み等 ..... .....	
5. 翌月の活動予定及び方向性 ..... .....	
6. その他要望事項 ..... ..... .....	

様式第5号（第9条関係）

地域おこし協力隊事業に関する協働契約書

安中市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地域おこし協力隊事業（以下「協働事業」という。）の実施に当たり、協働により事業を円滑に運営するため、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、甲及び乙が対等な立場で、共通の認識を持ち、協働事業を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（協働事業の目的の共有）

第2条 甲及び乙は、互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって協働事業に取り組むことによって、地域活性化を実現することを目的とする。

（協働事業の概要）

第3条 甲及び乙は、次の協働事業を実施する。なお、協働事業に変更が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

- （1） 協働事業の名称 地域おこし協力隊事業
- （2） 協働事業の内容
- （3） 協働事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで

（協働の原則）

第4条 甲及び乙は、協働の精神に基づいて、互いに次の原則を遵守する。

- （1） 互いの立場、長所及び短所を理解し、並びに互いを尊重した上で、自由に意見を交換することができる関係を作ること。
- （2） 互いの活動が自己の責任において、自主的に行われることを理解し、その主体性を尊重すること。
- （3） 互いが対等な関係を築いてそれぞれの役割を保つよう心掛けること。
- （4） 互いに自立した関係を保つよう心掛けること。
- （5） 定期的に協働事業の効果を検証し、評価し、及び改善を行うとともに、協働事業の継続の可否についても検討すること。

(役割及び責任の分担等)

第5条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる役割を分担し、その役割の範囲において、それぞれの責任で協働事業を行うものとする。

(1) 甲の役割

- ア 乙に対し、協働事業の企画及び実施に関する助言及び運営支援を行う。
- イ 協働事業の窓口担当者を配置する。
- ウ 協働事業の実施に際し、関係機関との連絡調整を行う。
- エ 協働事業を市民に周知する。
- オ 協働事業に必要な場所、資機材等を手配する。
- カ 乙に対し、協働事業に関する知識及びノウハウを提供する。

(2) 乙の役割

- ア 協働事業を実施する者として、協働事業の安定的かつ効果的な運営を図る。
- イ 協働事業の実施に関し、必要な調整を甲と図る。
- ウ 協働事業の実施に関し、必要な人材の確保を図る。
- エ 協働事業に必要な場所、資機材等を手配する。
- オ 甲に対し、協働事業に関する知識及びノウハウを提供する。

- 2 前項の規定による役割分担を変更する場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、協働事業の実施期間中に新たに役割が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その分担を決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、具体的な協働事業の企画及び実施に当たっては、その都度協議の上、決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、協働事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲及び乙が協議の上、処理するものとし、互いに誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(費用分担)

第6条 甲及び乙は、前条の役割分担に基づき、費用を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙に対し、安中市地域おこし協力隊員1人の受入れにつき、負担金として月額1,000円を協働事業の期間満了後に一括で支払うもの

とする。

(成果の帰属)

第7条 協働事業の実施により得られた成果については、甲及び乙の双方に帰属するものとする。ただし、甲及び乙の各々に既に帰属している成果については、この限りでない。

(連絡調整)

第8条 甲及び乙は、互いの連絡調整を円滑に行うため、適宜連絡調整会議を開催するものとする。

(公開の原則)

第9条 協働事業に関する事項は、原則として公開するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協働事業の実施に当たって知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の有効期間後も、同様とする。

(契約の有効期間)

第11条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲又は乙が正当な理由なく、第5条に規定する役割を果たさないとき。
- (2) 甲又は乙がこの協定に違反したとき。
- (3) その他この契約の目的を達することができないと認められるとき。

(損害賠償)

第13条 甲は、協働事業の実施に関し、甲の責めに帰すべき事由により、乙及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、協働事業の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(疑義事項の取扱い)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議を行い、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

代表者 安中市長

印

乙 住 所

団体名称

代表者

印

様式第6号（第13条関係）

(表)

55  
ミ  
リ  
メ  
ー  
ト  
ル

写真	身分証明書
正面、脱帽にて 3箇月以内に撮 影したもの	ふりがな 氏 名 生年月日            年    月    日
上記の者は、安中市地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。	
有効期間	年    月    日から    年    月    日まで
安中市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	

90 ミリメートル

(裏)

安中市地域おこし協力隊設置要綱第13条の抜粋

(身分証明書)

第13条 隊員は、地域おこし活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、住民その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4 隊員は、その職を退いたときは、身分証明書を直ちに市長に返還しなければならない。

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

安中市長 様

住 所

氏 名

退任届

私は、次のとおり安中市地域おこし協力隊を退任したいので、申し出ます。

退任希望年月日	年 月 日
退任理由	